

# 納税、お忘れではないですか？

町税について、納期限の翌日から**延滞金**の計算は始まっています！

納期限までに納付されないと、納期限の翌日以降完納するまでの日数に応じて延滞金が加算され続けます。

なお、納期ごとの納付が難しい場合は放置しないで、税務課へご相談ください。

納期限までに納付が確認できず、督促状・催告書等でお知らせしてもなお納付いただけない場合は、**差押等の滞納処分**を執行することがありますので、ご注意ください。

また、毎年4月から順を追って軽自動車税、固定資産税・都市計画税、町県民税がそれぞれ課税されます。

新年度に未納を残さないよう、  
もう一度ご確認をお願いします。



**納付方法は**、納付書払い(役場・銀行・コンビニ)・口座振替の他、**地方税統一QRコード(eL-QR)**によるクレジットカード決済や各種スマホ決済アプリもご利用いただけます。勿論、納期ごとでも大丈夫です。

(クレジットカード決済は別途手数料がかかります。)

**eL-QR**で納付いただける税金は「軽自動車税(種別割)」「固定資産税・都市計画税」「町県民税(普通徴収)」となっておりますので、納付方法や詳細については草津町ホームページ、又は地方税共同機構が運営する

「地方税お支払いサイト (URL ☞ <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/pbuser>)」をご確認願います。(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

不明な点等については、草津町税務課(88-7186(直通))へお気軽にご相談ください。